

特集：青少年暴力の原因究明と対策

少年犯罪の統計

土井徹

国立保健医療科学院研究情報センター

Statistics about Juvenile Delinquents in Japan

Toru DOI

Center for Information Research and Library, National Institute of Public Health

抄録

警察庁から公表されている少年犯罪の統計を用いて、少年犯罪発生の予防という観点から、どこまで統計的な考察が可能か検討した。

警察庁公表資料「平成12年の犯罪」～「平成15年の犯罪」に掲載されている「少年犯罪」の項目の犯罪少年（14～19歳）に関する統計ならびに、別資料である「少年非行等の概要（平成16年1～12月）」を資料とした。人口に関する資料には平成12年国勢調査を用いたが、一部は上記の資料で使用している国立社会保障・人口問題研究所の年齢別人口を逆算して使用した。

平成12～15年の14～19歳に該当する集団を擬似的な出生コホートとして見ると、コホートが近年になるほど検挙人員対同年齢人口比が高まっていた。年齢別の犯罪少年総数に占める父子家庭、母子家庭の占有率は父子家庭が各年齢で5～7%、母子家庭が各年齢で13～26%を占め、犯罪少年に占める割合は母子家庭の方が大きい。一方、国勢調査（平成12年）の結果から年齢別の父子世帯・母子世帯数を使って、犯罪少年の発生率を算出すると、父子家庭が14歳で約13%、母子家庭で約7%となっており、どの年齢でも父子家庭の方が発生率は大きかった。すなわち、占有率では父子家庭よりも母子家庭の方が大きい。発生率では逆に父子家庭の方が大きいことになる。犯罪発生の予防という観点からは発生率で見る方が良いので、父子家庭に注目した研究が必要である。

思春期における犯罪の統計には、考えられる要因を挙げているものも少なからずあるが、全人口でのその要因の分布がわからない場合には占有率のみで観察することになり、父子世帯・母子世帯のように発生予防という観点では解釈が困難になる場合もあることに注意が必要である。そのための統計整備が急務である。

キーワード：少年犯罪, 予防, 父子家庭, 母子家庭, データベース

Abstract :

From the point of prevention of juvenile delinquents, statistics published in Japan are discussed.

Crime Statistics in Japan (2000-2003) by Japan National Police Agency and Outline about juvenile delinquents in Japan (2004) by Japan National Police Agency were used.

Approximated birth cohorts (1986 to 1989 calendar year) showed having more juvenile delinquents by calendar year on each 14 to 19 years old. In all juvenile delinquents, 5 to 7% of them were belonging to a motherless family and 13 to 26% of them were belonging to a fatherless family. But in respect of incidence rates of juvenile delinquents, that in motherless families was higher than that from fatherless families (12.9% and 7.2%, 14 years old, 2000 calendar year). This shows that from a prevention view point of juvenile delinquents, motherless families should be studied rather than fatherless families. Many clinical factors related to juvenile delinquents have been reported, but few in public health stand point, which concern all the people. For the sake of juvenile delinquent prevention, a database should be developed for case-

〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6

2-3-6 Minami Wako, Saitama-ken, 351-0197, Japan.

e-mail : doit@niph.go.jp

control studies.

Keywords : juvenile delinquents, prevention, motherless family, fatherless family, database

目的

少年犯罪に関する全国的な統計として警察庁の統計資料「〇〇年の犯罪」に掲載されている「第4 少年犯罪」がある。以前、これよりも罪種の記載が詳細な資料「刑法犯少年検挙人員(14-19才、県別、1995-99年)」を警察庁より入手し(この資料には罪種が凶悪犯(殺人、強盗、放火、強姦)、粗暴犯(凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝)、窃盗犯、知能犯(詐欺、横領、その他)、風俗犯(賭博、わいせつ)、その他(占脱再掲)に分類されている)、同年齢人口に対する罪種別検挙人員の比を都道府県別に算出し、県別の社会統計指標との相関を見た。その結果、少年犯罪には地域差が存在すること、罪種間にも関連性のあるものが存在すること、少年犯罪の前駆的事象の1つとして小学校長期欠席が示唆されることを報告した¹⁾。しかし、この統計からは相関の有無は指摘できるものの、少年犯罪の発生予防という観点からは扱う統計がマクロすぎるという点も指摘した。その後、この発生予防という視点から利用可能な統計資料の所在を探しているが、データベースとして使用できるものは見つかっていない。これには個人情報(特にプライバシー)の問題があり、少年犯罪に関する統計的分析(あるいは疫学調査)の困難さを示している。

そこで本稿では、個人情報の問題に抵触しないという観点から、再度、公表されている資料を用いて、発生予防という観点からどこまで統計的な考察が可能か検討することにした。資料は誰もが入手容易ということからインターネットで公表されているものを扱った。

資料

1. インターネットで警察庁が公表している「平成12年の犯罪」、「平成13年の犯罪」、「平成14年の犯罪」、「平成15年の犯罪」²⁾に掲載されている「第4 少年犯罪」の犯罪少年に関する統計(犯罪少年、触法少年、福祉犯罪等の3分類のうち)ならびに、「少年非行等の概要(平成16年1~12

第4 少年犯罪				
犯罪少年			
99 年次別	罪種別	年齢・学職別	検挙人員	
100	罪種別	年齢・学職別	検挙人員(総数表・女表)	
101	窃盗	手口別	年齢・学職別	検挙人員(総数表・女表)
102	罪種別	年齢・学職別	両親の状態別	検挙人員
103	罪種別	初犯・再犯別	再犯者の前回処分別	検挙人員
104	罪種別	年齢・学職別	非行場所別	検挙人員
105	罪種別	年齢・学職別	非行の直接の動機・原因別	検挙人員
106	罪種別	年齢・学職別	非行時の背景・保護者の態度等別	検挙人員
107	府県別	罪種別	検挙人員	
108	府県別	学職別	検挙人員	
109	罪種別	年齢・学職別	身柄措置・送致別	検挙人員(総数表・女表)
110	年次別	包括罪種別	検挙人員及び人口比	

図1「平成15年の犯罪」に掲載されている統計表

月)³⁾を資料とした。

2. 人口に関する資料には平成12年国勢調査を用いたが、一部は上記「少年非行等の概要(平成16年1~12月)」で使用している国立社会保障・人口問題研究所の年齢別人口を逆算して使用した。

方法

1. 図1は使用した資料の一部「平成15年の犯罪」に掲載されている「第4 少年犯罪」の犯罪少年に関する統計の目次を示したものである。このうち、犯罪の発生要因に関連すると思われる統計表は「(表番号)102 両親の状態別」、「105 非行の直接の動機・原因別」、「106 非行時の背景・保護者の態度等別」であるが、このうち「105 非行の直接の動機・原因別」は遊興費充当、所有・消費目的、好奇心等に分類され、「106 非行時の背景」は怠学中、就労できず等に分類されたもので、犯罪の発生要因につながるとは考えにくい。そのため、今回の分析から省き、養育状況の一端を示していると考えられる。「102 両親の状態別」「106 保護者の態度等別」を分析の資料とした。
2. これらの統計からは犯罪少年総数に占める割合に関する指標しか得られないので、まず、その割合に関して検討した。
3. 要因に関する統計処理としては、発生率で議論することが必要なので、平成12年国勢調査の世帯に関する公表結果から、父子家庭ならびに母子家庭の世帯数を使用して、それぞれからの犯罪少年の発生率を算出した。

表1 刑法犯少年の検挙人員対同年齢人口千人比

	14才	15才	16才	17才	18才	19才
平成12年	17.9	21.9	21.5	13.6	9.0	6.5
平成13年	18.4	23.9	23.7	14.8	9.7	6.6
平成14年	18.7	23.5	25.4	16.3	10.4	7.3
平成15年	20.0	24.0	25.1	17.5	11.6	8.3
平成16年	18.0	23.6	23.9	16.4	11.7	8.7

註) 参考文献3) から引用

結果

1. 表1は「少年非行等の概要(平成16年1~12月)」に掲載されている刑法犯少年の年齢別人口比を引用したものであ

表2 擬似的出生コホートの検挙人員対同年齢人口千人比

	14才	15才	16才	17才	18才	19才
1981年疑似コホート						6.5
1982年疑似コホート					9.0	6.6
1983年疑似コホート				13.6	9.7	7.3
1984年疑似コホート			21.5	14.8	10.4	8.3
1985年疑似コホート		21.9	23.7	16.3	11.6	8.7
1986年疑似コホート	17.9	23.9	25.4	17.5	11.7	
1987年疑似コホート	18.4	23.5	25.1	16.4		
1988年疑似コホート	18.7	24.0	23.9			
1989年疑似コホート	20.0	23.6				
1990年疑似コホート	18.0					

註) 各人口千人比の標準誤差は最大で0.13.

人口千人比の差が0.36以上で有意差有り.

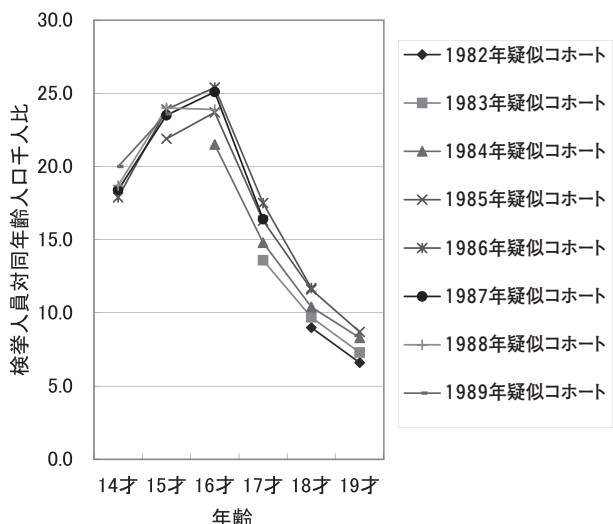


図2 擬似的出生コホートの検挙人員対同年齢人口千人比

る。表2は、これを擬似的出生コホート（平成12年の14才はずしも昭和61年、1986年出生では無いが、厳密さを要しない分析なので便宜的にこのように呼ぶことにする）で示したものである。また、図2はこの擬似的出生コホートを図示したもののだが、17、18、19才の部分で顕著なように近年の擬似的出生コホートほど千人比が高まっている。

2. 表3は「両親の状態別」の統計から、父子家庭と母子家庭の数を算出したものである。この「両親の状態別」では、分類が「両親（実、養、継を含む）あり」「父あり母なし」「母あり父なし」「両親無し」「不明」となっており、本稿では「父あり母なし」を父子家庭、「母あり父なし」を母子家庭として計上した。この表3では、年齢別に犯罪少年総数に占める父子家庭、母子家庭の占有%を示した。父子家庭は年齢による変動は少なく5~7%、母子家庭は年齢による変動が大きく13~26%を占めている。このように、犯罪

表3 犯罪統計による少年数（父子家庭・母子家庭）

年齢	平成12年					平成13年				
	犯罪少年総数	犯罪少年父子家庭		犯罪少年母子家庭		犯罪少年総数	犯罪少年父子家庭		犯罪少年母子家庭	
		数	占有%	数	占有%		数	占有%	数	占有%
14	24666	1421	5.76	5027	20.38	24833	1444	5.81	5161	20.78
15	31639	1750	5.53	5786	18.29	33041	1904	5.76	6159	18.64
16	31985	1626	5.08	5122	16.01	34169	1773	5.19	5744	16.81
17	20470	1117	5.46	3225	15.75	21993	1207	5.49	3544	16.11
18	13613	758	5.57	2016	14.81	14700	821	5.59	2241	15.24
19	9963	582	5.84	1306	13.11	9918	565	5.70	1443	14.55

年齢	平成14年					平成15年				
	犯罪少年総数	犯罪少年父子家庭		犯罪少年母子家庭		犯罪少年総数	犯罪少年父子家庭		犯罪少年母子家庭	
		数	占有%	数	占有%		数	占有%	数	占有%
14	24596	1474	5.99	5687	23.12	25274	1584	6.27	6371	25.21
15	31932	1851	5.80	6430	20.14	31668	1957	6.18	6986	22.06
16	35100	1925	5.48	6229	17.75	34102	1938	5.68	6425	18.84
17	23535	1313	5.58	3981	16.92	24194	1356	5.60	4268	17.64
18	15505	921	5.94	2457	15.85	16802	996	5.93	2797	16.65
19	11107	627	5.65	1665	14.99	12364	678	5.48	1828	14.78

少年に占める割合は母子家庭の方が大きい。なお、近年ほど父子家庭、母子家庭の占有%が大きくなっているが、これは近年の全人口に占める父子・母子家庭の急増に呼応したものと考えられる。一方、表4は国勢調査(平成12年)の結果から年齢別の父子世帯・母子世帯数を使って、犯罪少年の発生率を算出したものである。なお、本稿では父子世帯、母子世帯を便宜上、父子家庭・母子家庭と同義に扱うことにした。この表に示すように、全人口からの発生率で見ると、父子家庭が14歳で約13%、母子家庭で約7%となっており、どの年齢でも母子家庭の方が発生率は小さい。

3. 表5は占有%と発生率の関係を示したものである。占有%では父子家庭よりも母子家庭の方が大きい、発生率では逆に父子家庭の方が大きい。占有%で見ると、その分布（父子家庭、母子家庭の占有%）が全人口に占める父子家庭、母子家庭の占有%と同じであれば占有%での議論も有効だが、このように異なる場合には占有%だけの議論の価値は小さい。

4. 表6は父親の態度、母親の態度の占有%を平成12年と15年について見たものである。この場合は全人口における分布に参考となるものが不明なので、占有%による議論しかできない。父親の態度に関する総数は、犯罪少年総数から表3に示した母子家庭数を除いた。母親の態度に関しても同様である。ただし、「父母無し」の数は少ないので除かな

表4 父子家庭と母子家庭における犯罪少年の発生率（平成12年）

年齢	父子世帯総数	犯罪少年父子家庭数	父子家庭発生率(%)	母子世帯総数	犯罪少年母子家庭数	母子家庭発生率(%)
14歳	11056	1421	12.9	70147	5027	7.2
15歳	12433	1750	14.1	71794	5786	8.1
16歳	12932	1626	12.6	73026	5122	7.0
17歳	12989	1117	8.6	69286	3225	4.7
18歳	11499	758	6.6	57776	2016	3.5
19歳	11012	582	5.3	48624	1306	2.7

注) 資料2) 警察庁、捜査活動に関する統計等と平成12年国勢調査から算出

かった。これによると、父放任も母放任も20%前後、これらに該当無しが75%前後となっており、それ以外の態度に関しては極めて少ない。

考察

1. 本稿で扱った資料は、犯罪を犯し検挙された少年についてのものなので、その結果から得られるものには限界がある。また、刑法犯全体について扱ったので、罪種を細かく見た議論もできない。その前提で考察すると、表2、図2に示すような疑似的出生コホートで見ることにより、そのコホートが暴露した社会環境が浮き彫りになってくる可能性もある。平成12年以前の統計資料を用いてこのような観察をもう少し

詳細に行うことを考えている。また表5に示すように検挙された少年の何らかの要因（この場合は父子家庭・母子家庭）の占有%による観察と全人口からの発生率の観察には異なる結果を生じることも統計学・疫学的には当然のことである。犯罪発生の予防という視点からは発生率の方が意義深い。

しかし、表6の様によ因自体（この場合は親の養育態度）の分布を全人口的に把握することが困難な場合もある。このような場合には発生率そのものを算出するのではなく、設定した標準集団との要因の分布の相違を検出する統計的な解析手法を開発することが必要である。ただこの場合、表6に示した親の態度は、その定義（分類基準）が不明確な場合、むしろ結果（犯罪の内容）に左右されてしまうのではないかと

表5 父子世帯・母子世帯に属する犯罪少年の比率（平成12年、14才）

	父子世帯数	父子世帯占有%	父子世帯からの発生率	母子世帯数	母子世帯占有%	母子世帯からの発生率	その他数	全数
非犯罪	9635	0.7	87.1	65120	4.8	92.8	1278421	1353176
犯罪	1421	5.8	12.9	5027	20.4	7.2	18218	24666
合計	11056	0.8	100.0	70147	5.1	100.0	1296639	1377842

註) 資料2) 警察庁。捜査活動に関する統計等と平成12年国勢調査から算出

表6 親の態度による犯罪少年の分類（平成12年、15年）

平成12年													
年令	父親の態度 総数	父放任		父拒否		父過干渉		父気紛れ		父溺愛		父左記該当無し	
		数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
14歳	19639	3732	19.0	74	0.4	237	1.2	175	0.9	187	1.0	15234	77.6
15歳	25853	5194	20.1	79	0.3	303	1.2	244	0.9	199	0.8	19834	76.7
16歳	26863	5423	20.2	89	0.3	330	1.2	216	0.8	237	0.9	20568	76.6
17歳	17245	3916	22.7	70	0.4	215	1.2	124	0.7	149	0.9	12771	74.1
18歳	11597	2780	24.0	33	0.3	118	1.0	77	0.7	113	1.0	8476	73.1
19歳	8657	2006	23.2	25	0.3	83	1.0	40	0.5	67	0.8	6436	74.3
年令	母親の態度 総数	母放任		母拒否		母過干渉		母気紛れ		母溺愛		母左記該当無し	
		数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
14歳	23245	4530	19.5	71	0.3	439	1.9	217	0.9	468	2.0	17520	75.4
15歳	29889	6024	20.2	80	0.3	596	2.0	250	0.8	548	1.8	22391	74.9
16歳	30359	6018	19.8	88	0.3	614	2.0	198	0.7	549	1.8	22892	75.4
17歳	19353	4370	22.6	68	0.4	349	1.8	132	0.7	367	1.9	14067	72.7
18歳	12855	3096	24.1	31	0.2	206	1.6	78	0.6	237	1.8	9207	71.6
19歳	9381	2140	22.8	26	0.3	113	1.2	50	0.5	140	1.5	6912	73.7
平成15年													
年令	父親の態度 総数	父放任		父拒否		父過干渉		父気紛れ		父溺愛		父左記該当無し	
		数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
14歳	18903	3647	19.3	52	0.3	222	1.2	152	0.8	177	0.9	14653	77.5
15歳	24682	4961	20.1	78	0.3	310	1.3	228	0.9	242	1.0	18863	76.4
16歳	27677	5464	19.7	72	0.3	281	1.0	248	0.9	214	0.8	21398	77.3
17歳	19926	4242	21.3	63	0.3	223	1.1	140	0.7	171	0.9	15087	75.7
18歳	14005	3062	21.9	49	0.3	120	0.9	82	0.6	127	0.9	10565	75.4
19歳	10536	2168	20.6	30	0.3	88	0.8	73	0.7	87	0.8	8090	76.8
年令	母親の態度 総数	母放任		母拒否		母過干渉		母気紛れ		母溺愛		母左記該当無し	
		数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
14歳	23690	4859	20.5	53	0.2	411	1.7	213	0.9	453	1.9	17701	74.7
15歳	29711	6041	20.3	79	0.3	551	1.9	263	0.9	611	2.1	22166	74.6
16歳	32164	6364	19.8	70	0.2	550	1.7	248	0.8	555	1.7	24377	75.8
17歳	22838	4816	21.1	55	0.2	390	1.7	171	0.7	419	1.8	16987	74.4
18歳	15806	3487	22.1	51	0.3	210	1.3	93	0.6	297	1.9	11668	73.8
19歳	11686	2448	20.9	31	0.3	130	1.1	66	0.6	183	1.6	8828	75.5

註) 資料2) 警察庁。捜査活動に関する統計等から算出

という危惧が生じる。したがって、発生予防のための要因という視点からは、その分類基準を明確にしておくことも必要である。

2. 一般に犯罪に関して、発生予防に資することのできる全国的なデータベースは見あたらない。それは当然ながら、犯罪を犯した少年の更生のためにはプライバシーの保護が最重要だからである。犯罪に至る前の児童相談所の相談記録が全国的に集積されるならば、かなり有益なデータベースになりうるが、相談記録は相談者の相談内容を解決に結びつけるために作成するものであり、秘匿すると言う了解の元で記録するものである。この信頼関係が無ければ真実の聞き取りはなし得ないという児童相談所担当者の言もある。

しかし、公衆衛生(学)が人間の健康に関して果たしてきた予防的役割の成果を考えると、犯罪に関する公衆衛生(学)的アプローチは意義深いものと考えられる。少年犯罪の要因について様々な候補が提示されている⁴⁸⁾中で、平成18年度より開始される科学技術振興機構の「すくすくコホート」は全国10地域の0歳児と5歳児の親子計1万組を10年間追跡する計画であるが、これは意義深い。ただ、この成果が見られるのはコホート研究である以上数年先である。

このことを考えると、早急に一定の少年犯罪発生予防の方策を見つけるには、やはりケース・コントロール研究が必要になる。少年犯罪の場合、ケースは犯罪少年とし、コントロールは犯罪を起していない少年とすることも可能だが、これでは要因の範囲が広すぎるので、統計的に相関の見られた特定の要因を持つ集団に限定して犯罪少年とそうではない少年をケースとコントロールにすることも考えられる。しかし、このような研究が現実的には困難であるのは、ケースとコントロールいずれの場合も様々な要因を調査することが困難なためである。プライバシーに深く関わることであり、真実をとらえにくい。

例えば、国立教育政策研究所の報告書⁴⁹⁾によれば、ケースである要因候補として家庭内暴力親和性、家庭内酒依存、学校内いじめ受け、学校内孤立などを挙げている。ケースを犯罪少年とした場合にコントロール候補として、A) 問題を起していない青少年、B) 犯罪に至らない児童相談所来所の青少年を考えた場合、コントロール候補の両者共に家庭内暴力親和性とか家庭内酒依存を聞けるかどうか疑問でもあり、事情聴取が可能な場であれば不可能となる。加えて、果たして聞いても真実が得られるだろうか疑問である。

この解決法はまず、1) コントロールに研究目的(何故、犯罪に至らないでいられるのかを探る研究である)ことを十分に説明して協力依頼をすることだが、これも危機的状態にある家庭から意見が聞けるのだろうかという危惧が残る。次に2) 事情聴取が可能な集団をコントロールにすることとも考えられるが、これでは調べたい要因が限定されてしまうし、何よりもバイアスの可能性が大きくなる。もう1つの方法として3) 要因候補と関連の深い(統計学的に)項目(総合指標でも可)を見つけ、その中から聞くことができる項目を探してコントロールに聞く、という方法も考えられる。

しかしそのためには(たとえば総合指標等を見つけるには)ケースのパーソナルデータが必要となる。しかも、コントロールとはいっても今までケースになっていないだけで、これからケースになる可能性はあるので、要因発生からの時間を考慮に入れなければならないという難しさもある。聞き取りに関して、教員等身近に接していた人に記入してもらうという方法もあるが、身近な人の感想にはバイアスを除去できるのかどうかという問題があるのでデータとしては扱いにくい面がある。

いずれにしてもケース自体が特別の状況にあるので、ケースに関する調査には多数の関係諸機関の協力を得る必要がある。その尽力の大きさを考えると、ケース・コントロール研究を複数の研究者が個別に何度も実施することも困難である。幸い、今までにケースに関する調査結果が報告されている例もあり、その際に収集された資料を他の研究者が再利用できるシステムができあがれば、犯罪に対する予防的要因を見つけ出す研究に寄与することが大と考えられる。

また、ケースである要因候補の1つ1つについて、その要因を持っている集団(学校内いじめに関するNGO、NPO等)の協力を得るということも考えられる方法である。そのようなシステムを作るためには、個人情報保護、疫学研究倫理指針に則った、そのための条件が整備されなければならない。個人情報の匿名化(名前、地域、..)に関しては、名前は不要だが、地域名は研究上必要な場合がある。しかし、地域名によって個人が特定されてしまう恐れは少年犯罪のように決して多いとはいえない事例では起こりうる。この点を解決する方法としては、例えば、地域の特徴を研究上の数種類の変数軸に分解し、それらの値で代表させるということも考えられよう。

次にインフォームドコンセントをどうとるかということも問題になるが、これは他分野の研究で行われている方法に準ずるのが良いと思われる。一方、データシステムでは使用者制限の厳格規定が重要である。これが守られるという前提が無いと、データの提供者は提供を拒むこともあり得る。これらの前提に加えて、データ構成法の開発が望まれる。特定のキー(プログラムの)が無いと無意味となるデータの構成法を開発できれば、上記の困難さもかなり解消できるものと考えられる。また、統計的手法から見れば、単変数解析の場合にはパーソナルデータの形でデータが得られなくても例数、平均、標準偏差といった数理統計学でいう十分統計量がパーソナルデータを所有する施設から提供されれば解析は可能であり、多変数解析でも主成分分析ならば、相関行列が提供されればパーソナルデータが無くても解析は可能である。このように、パーソナルデータの形ではなく、統合あるいは変形されたデータからの統計的手法の開発も望まれる。

公衆衛生(学)の面から見て重要なことは、犯罪少年に関連する要因を数多く調べるのではなく、犯罪少年が暴露した(させられた)要因と同じ要因を持っていても犯罪を起さない少年も多数いるのは何故なのか、を探ることである。

母性・父性を喪失している家庭で育てられている少年は確かに犯罪に近いところにいるかも知れないが、そのような家庭で育つ少年が全て犯罪に至るわけではない。類似した社会環境に生きていても、犯罪に至る場合と至らない場合とを分ける要因は存在するのか、すなわち何らかの要因が予防的に作用しているのかを明らかにし、あるとすればその予防的要因を熟成する方向に持っていく方策を練ることが公衆衛生従事者の使命と言えるだろう。

3. 犯罪少年が犯罪に至る要因に関しては、多くの文献で候補は示されている⁴⁸⁾。たとえば、被害経験、対人不適応、放任などである。しかし、「放任」とは、何がどのくらいの量・頻度だと、この範疇になるのかの明確な定義が不明である。体罰、攻撃的態度、家族から暴言を吐かれたことがある、両親が不仲等も、これらがどの位の量・頻度が影響するのかといった、数量化を示している文献はあまり見つからない。CBCL (Child Behavior Check List), ECBI (Eyberg Children Behavior Inventory), TSCC (Trauma Symptom Checklist for Children) の邦訳や独自の項目をたてた調査票を使った研究⁹⁻¹¹⁾もあるが、これらの少年犯罪への適用は今後の課題である。

この種の調査票が、犯罪とは無縁（と思われる）な環境で生活している児童・生徒達に対しても調査でき、公衆衛生分野で用いられている様な調査票（生活習慣調査等）のように量と頻度を加味した点数により、要因の重要性が示唆されれば、このような調査票が少年犯罪の発生予防に役立つことは必至であろう。統計学・疫学がその役割を果たせる素地を早急に作り上げることが望まれる。

文献

- 1) 土井徹. 県別にみた少年犯罪（14-19歳）検挙人員の対人口割合. 思春期学 2001;19(3):248-259.
- 2) 警察庁. 捜査活動に関する統計等
<http://www.npa.go.jp/toukei/index.htm#sousa>
- 3) 警察庁. 少年非行等の概要
<http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen21/syonenhikoh16.pdf>
- 4) 発達過程研究会. 文部科学省委嘱研究「平成12～13年度「突発性攻撃的行動および衝動」を示す子どもの発達過程に関する研究—「キレル」子どもの成育歴に関する研究—」報告書（国立教育政策研究所内「発達過程研究会」研究代表者：富岡賢治）,2002.
- 5) 警察庁生活安全局, 科学警察研究所. 最近の少年による特異・凶悪事件の前兆等に関する緊急調査報告書, 2001.
- 6) 松崎一葉, 他. 社会生活環境が思春期の諸問題に及ぼす影響について（第2報）. 思春期学 2000;18(3):282-290.
- 7) 思春期児童ストレス対応調査研究会. 平成10年度児童環境づくり等総合調査研究事業研究報告書. 1999. pp.296.
- 8) 家庭裁判所調査官研修所. 重大少年事件の実証的研究について. 最高裁判所ホームページ.
<http://courtdomino2.courts.go.jp/topics.nsf>
- 9) 森田展彰, 他. 被虐待児童における精神症状・問題行動および内在化された養育者のイメージ—養護施設・児童自立支援施設の児童と一般小中学校児童の比較—. 平成15年度財団法人こども未来財団調査報告書. 東京:財団法人こども未来財団; 2004.
- 10) 藤井義久. 児童版怒り尺度の開発. 岩手県立大学看護学部紀要 2002;4:1-7.
- 11) 牧田浩一, 阪武彦, 田中雄三. 「むかつき」「キレル」現象と攻撃性との関連性及びSCT（文章完成法テスト）特徴. 九州精神医学 2002;48(1):15-28.